

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称		特定非営利活動法人犬山音楽文化協会補助金(犬山市社会教育団体育成補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課			
				問い合わせ先	0568-44-0353			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		特定非営利活動法人犬山音楽文化協会		代表者名	理事長 赤塚尚武			
関係規定	法令	—		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市社会教育団体育成補助金等交付要綱			
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和63年度	補助終了年度	未設定		
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		市民に音楽文化を普及させるため、市民音楽祭を実施するなど毎年積極的な活動を展開している。また同時に音楽団体の支援、音楽教育活動の推進など、市の音楽文化の振興に年間を通して寄与しているため。						
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		特定非営利活動法人犬山音楽文化協会は、市の音楽文化振興のため、市内中学校の吹奏楽への講師派遣事業の協力をはじめ、自主的な活動として市民音楽祭等を開催している社会教育団体である。団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。						
補助金の額 ()は一般財源の額		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算			
		200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円			
		(200,000 円)	(200,000 円)	(200,000 円)	(200,000 円)			
市の補助金を使って実施した事業の内容		会員約200名が主体となり、「市民音楽祭」、「犬山合唱祭」等市民が参加できる音楽事業を実施した。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		4,446,436 円				
		うち補助事業全体の経費		2,546,716 円				
		うち補助対象経費		2,546,716 円				
		補助対象経費の内訳		加盟団体助成金(9団体)		240,000 円		
				犬山市民音楽祭事業費		14,206 円		
				犬山市民合唱祭事業費		13,472 円		
				消耗品費		69,049 円		
				会議費		22,636 円		
事務費				177,903 円				
		シンフォニアズエフィカ特別演奏会費		2,009,450 円				
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額200,000円				
		補助限度額		未設定				
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	H29年度は精算なし。前金払のため、計画変更等があった場合は、犬山市補助金等交付規則に基づき精算を行う。			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		「市民音楽祭」、「犬山合唱祭」等市民が参加できる音楽事業の開催を通じ、犬山市の音楽文化の発展に寄与している。また、会員200名の生きがいがづくり、居場所づくりに貢献しており、市民の心の健康づくりの一助となっている。						
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無		

※平成29年度の実績に基づき作成しています。